

## 取 扱 基 準

名 称	地域活動支援センター事業費補助金
補助区分	運営費補助□ 事業費補助■
補助金の概要	障がい者等がその有する能力及び適正に応じ地域で活動できる場として地域活動支援センター事業を実施し、もって障がい者等の地域生活支援の促進を図る。
目 標	数値化□ 非数値化■
	障がい者等の地域生活支援の促進 <目標が数値でない場合の評価方法> 利用者数や一般就労移行者数の推移、各事業所が提供するサービス内容等で総合的に評価する。
補助事業者	※補助金等交付申請書の提出があった事業者の情報について公表します。 事業者が多数の場合、ホームページでの公表ができないことがあります。 その際は直接担当課にお問い合わせください。
補助対象経費の 内 容	【Ⅰ型】職員の給料、職員手当、共済費、賃金、修繕費、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費 【Ⅱ型】事業運営に係る経費 【Ⅲ型】人件費、需用費、備品購入費、旅費、修繕料、光熱水費、通信費、使用料、賃借料等の経費、報償費、役務費、委託料、施設整備費、施設送迎に係る経費
補助額 及びその算定方法 又は補助率	【Ⅰ型】 ○補助基準額：1,670,708円×事業実施月数に、職員1人あたりの平均勤続年数加算率を乗じた額（加算率1%～8%） ○補助額：補助基準額又は実支出額のいずれか低いほうの額に90/100を乗じた額 【Ⅱ型】 ○補助基準額：実利用日数×基準単価（利用者の障がい程度及び利用時間によって変動。1人当たり1,576円～7,553円） ○補助額：補助基準額から利用者負担相当額を除いた額 【Ⅲ型】 ○補助基準額：①事務費・事業費（実利用日数×基準単価（利用者1人当たり日額3,706円～5,504円））②土地・建物借上費（上限1,851,000円）③送迎加算額270円（片道）④特別事業費（200,000～350,000円）⑤地域のサポート相談事業（基本額100,000円＋加算額（上限400,000円）） ※事務費、事業費、送迎加算額は実利用者数により変動 ○補助額：i、ii、iiiの合算から利用者負担相当額を除いた額 i：補助分配額の範囲内で、事務費、事業費及び特別事業費の補助基準額の合算と実支給額を比較して低いほうの額 ii：土地・建物借上費、送迎加算額の補助基準額と実支給額をそれぞれ比較して低いほうの額。 iii：機能強化事業費の補助基準額又は実支給額のいずれか低いほうの額。 （実行補助率は、実際の申請により決定するため未定）
開始時期	令和 5年 4月 1日
評価の時期	令和 7年 9月30日
終 期	令和 8年 3月31日
補助事業者による 情報の公表	〔内容〕当該補助金が交付されている旨を表示する。 〔媒体〕会報等やホームページ上で行う。
担当部署	福祉部 障がい福祉課 指定係 電 話 025-226-1241（直通） e-mail shogai.wl@city.niigata.lg.jp